福彩支援ニュース 第20号 2018.4

発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト http://fukusaishien.com/
電子メール apply@fukusaishien.com
郵便振替口座番号 00130-7-550500　郵便振替口座名：福彩支援
【連絡先】
吉廣慶子（みさと法律事務所）　341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F　みさと法律事務所　tel：048-960-0591　fax：048-960-0592
北浦恵美　tel：04-2943-7578 fax：04-2943-7582

原告側弁護士

2/21 第20回 期日

補償の不十分さと 原告らの避難の相当性を 強く訴える！

▼次回（第21回）期日も、ぜひ傍聴にお越し下さい！

2018年5/16（水）！ 14:00開廷

★ 傍聴希望の方は13：20までにさいたま地裁B棟前にお越し下さい。

第20回期日（2018/2/21）報告

福彩支援事務局

2018年2月21日に開かれた福島原発さいたま訴訟（福彩訴訟）第20回期日には、きびしい寒さの中を35名の方が傍聴に訪れました。

今回、原告側弁護士は第49準備書面（補償の不十分さを解説）、第50準備書面（原告らの避難の相当性を裏付け）を提出し、意見陳述でその概要を訴えました。原告らに共通する精神的損害について具体的に列挙し、それらが、これまで全く賠償されていないか、きわめて不十分であることを論証する内容です。

自然環境・地域環境・コミュニティが破壊され仕事・暮らしすべてを奪われる、という未だかつてない被害です。それにも拘らず、避難指示が解除され、区域外避難とされるようになったり、これまで提供されていた住宅援助が打ち切られたり、と、被害回復にほど遠い現状があります。

避難者は、事故後7年を経た今、精神的にも経済的にも追い詰められています。PTSDの可能性を示すストレスレベルがかつてなく強まり、避難者の10人に一人がうつ状態と判定されるとする調査結果もあります。

期日後に行われた報告集会では、弁護団より、今後、避難の正当性を示すために、原告らの避難元の環境調査を実施することや、現地検証を求めていくこと等の方針が示されました。

原告の皆さんの被害回復へ向けて、この裁判へも多くの皆様の関心とご支援をいただけますよう、皆様のご

協力をお願いいたします。ぜひ、足をお運びください。お知り合いにもお声掛けをお願いします！

【次回以降の期日のお知らせ】

第21回期日→5月16日（水）午後14時 開廷

第22回期日→7月25日（水）午前14時 開廷

なお次回より、さいたま地裁も東京地裁のように正面玄関で手荷物検査を行うことになりました。合わせて、これまでC棟のわきの入り口が閉鎖されます。
（「傍聴の自由」に抵触する措置ではありますが、昨年、仙台地裁の法廷で殺人未遂事件が起こった経緯を考えると、やむを得ないでしょう）。

2018年3月に注目の3つの判決が下されました。3月15日の京都地裁判決、3月16日の東京地裁判決では、両判決とも津波による原発事故の可能性を「予見できた」として、東電・国の双方の責任を明確に認めました。また、3月22日の福島地裁いわき支部判決も、東電の責任を認めて賠償を命じ、地域社会が奪われたことへの「ふるさと喪失」慰謝料も認めました。しかし、その額は東電がすでに支払った分を差し引き、原則150万円～70万円と、原告の要求した住民一人あたり1,600万円～250万円と大きくかけ離れました。

全国30箇所で行われている福島原発関連の訴訟は、いわき支部判決で7件目ですが、全ての判決が東電の賠償責任を認定。また東電と国の双方を被告とした5つの訴訟でも、千葉地裁判決を除く4件が国の賠償責任を認定しました。国みずからが行った「長期評価」によって、大津波による原発事故が予見されていたことは、もはや司法の場で明らかになっています。つまり**「責任論」では、原告側が勝っている**のですが、問題は、**被害の実態に見合った補償かどうかという「損害論」の部分**です。

『福島民報』は、いわき判決について、

「福島地裁いわき支部は原告が主張していた「ふるさと喪失」慰謝料を一部認めたものの、**請求額の5%にも満たなかった**。東電の津波に関する認識とその対応については「著しく合理性が欠けるとまでは認められない」とし、先の前橋地裁の判決より責任の評価を後退させたようにも見える。ふるさとの全てを、将来にわたって奪い続ける責任は、そんなに軽いのだろうか」

「「ふるさと喪失」の被害が認められたのは昨年9月の千葉地裁、今年2月の東京地裁に続いて3例目だ。しかし、いずれも慰謝料が低額にとどまっている事実は、今後に続く集団訴訟にも影響を及ぼすことが懸念される。原発事故によって広大な地域に生じた被害を表現するのに「ふるさと喪失」という少し情緒的な言葉はふさわしくないのかもしれない。**原発事故による避難は地域の破壊そのものであり、強奪であり、終期の見えない強制的な移住であり、突き詰めれば命を奪うという数々の人権侵害**だった」

と厳しく批判しています。

福彩訴訟も、「責任論」から「損害論」へと、その焦点が移っていますが、「原発事故は、地域の破壊、強奪であり、命を奪う人権侵害だった」という問題の本質をきっちりと見据えて闘っていきたいと思います。

公正な判決を求める署名も引き続き集めています！

▶2018年4月21日時点で、6,881筆

さらなるご協力をお願いします。署名はこちらから。
http://fukusaishien.com/archives/549/

代理人意見陳述

2018年2月21日　福彩訴訟第20回期日

※**編集部注：**紙幅の都合で、以下の意見陳述書が前提としている準備書面の掲載を割愛しています。ご諒承ください。

平成26年（ワ）第501号ほか
原　　告　　30世帯99人
被　　告　　国，東京電力ホールディングス株式会社

代理人意見陳述

平成30年2月21日
さいたま地方裁判所第2民事部　御中

原告ら訴訟代理人弁護士　吉廣慶子 外

【第1　第49準備書面について】

1　精神的損害の諸要素

原告らは、第47準備書面において、原告らの被侵害法益の中核は「放射能汚染のない環境下で生命身体を脅かされず生活する権利利益」であると主張し、その侵害に対する慰謝料額の算定に当たっては、具体的かつ個別の被害にふさわしい評価がなされなければならないことを述べました。その一覧は、以下の表のとおりとなります。

精神的損害の諸要素

①避難生活を送ることになったことについての居住移転の自由の侵害の評価
　ⅰ親族や地域社会との軋轢や断絶
　ⅱ慣れない生活による不便や孤立
　ⅲ夫婦や親子の分離（離婚等を含む）
　ⅳ二重生活となった世帯についてはそれを原因とする経済的困難や家族の面会のための苦労
②失業や転職
　ⅰ自己実現への影響
　ⅱ失業や転職などによる経済的困難
③子どもについて
　ⅰ転校に伴う友人関係の喪失や不安感
　ⅱいじめ
　ⅲ学業や部活動、習い事等に関する学習権や自己実現の機会の喪失に対する評価
④放射能汚染に対する恐怖等
　ⅰ放射能に対する恐怖
　ⅱ被曝を避けるための不自由な生活
　ⅲ被曝による健康不安
　ⅳ放射能の影響又は避難生活が原因となった健康被害（精神疾患を含む）
⑤自らが身を置いていたコミュニティ、ふるさとを喪失し又は変容してしまったことについての評価

第49準備書面は、第47準備書面で述べた具体的な被害について、それが中間指針等の賠償基準では十分に賠償されていないことを論じたものです。

2　避難指示区域からの避難者に対する賠償

(1) 原子力損害賠償紛争審査会が定めた「中間指針」「中間指針第二次追補」「中間指針第四次追補」では、避難生活がもたらす精神的苦痛とは「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」であるとし、その内実としては、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤が奪われたこと」「自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされたこと」「帰宅の見通しもつかない不安を感じること」が挙げられています。また、第四次追補では、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を根拠として賠償を定めています。

これを、冒頭に示した損害項目の表に当てはめると、①ⅱ（慣れない生活による不便や孤立）、③ⅰ（転校に伴う友人関係の喪失や不安感）の一部、④ⅱ（被曝を避けるための不自由な生活）の要素が含まれているということができるものの、それ以外の損害に対する直接の評価はされていません。

(2) 他方で、「生命・身体的損害」「営業損害」「就労不能等に伴う損害」の賠償は一部認められていますから、④ⅳ（放射能の影響又は避難生活が原因となった健康被害）、②ⅱ（失業や転職などによる経済的困難）の被害が評価されていると理解することも一応可能です。また、第四次追補では、①ⅰ（親族や地域社会との軋轢や断絶）の一部と⑤（自らが身を置いていたコミュニティ、ふるさとを喪失し又は変容してしまったことについての評価）の損害の一部が評価されているということもできます。

(3) しかし、第四次追補で「ふるさとの喪失又は変容」による精神的苦痛に対する慰謝料が考慮されたのは一部の避難者のみですし、慰謝料の支払いの対象となった避難者でも、それは、帰還の見通しがつかないまま避難生活を続けている状態での不安感と渾然一体として評価されたものであり、「故郷の喪失又は変容」による精神的苦痛が十分に評価されているとはいえません。これらを一覧にすると、次の表のとおりとなります。

避難指示区域における精神的損害の諸要素と中間指針等との関係

（対応しており、賠償額も相当であるもの…○、対応しているが、賠償額は不当に僅少であるもの…▲、一部対応しているが、賠償額は僅少であるもの…△、対応していない…×）

①避難生活を送ることになったことについての居住移

転の自由の侵害の評価

ⅰ親族や地域社会との軋轢や断絶　△

ⅱ慣れない生活による不便や孤立　▲

ⅲ夫婦や親子の分離（離婚等を含む）　×

ⅳ二重生活となった世帯についてはそれを原因とする経済的困難や家族の面会のための苦労　×

②失業や転職

ⅰ自己実現への影響　×

ⅱ失業や転職などによる経済的困難　△

③子どもについて

ⅰ転校に伴う友人関係の喪失や不安感△

ⅱいじめ　×

ⅲ学業や部活動、習い事等に関する学習権や自己実現の機会の喪失に対する評価　×

④放射能汚染に対する恐怖等

ⅰ放射能に対する恐怖　×

ⅱ被曝を避けるための不自由な生活　▲

ⅲ被曝による健康不安　×

ⅳ放射能の影響又は避難生活が原因となった健康被害（精神疾患を含む）　△

⑤自らが身を置いていたコミュニティ、ふるさとを喪失し又は変容してしまったことについての評価　△

3　避難指示が発令されなかった区域の住民への賠償

（1） 原賠審は、「中間指針追補」において、自主的避難等対象区域からの避難行動については、直ちに避難を開始した場合も、しばらく期間を経過してから避難した場合も、いずれも避難行動の合理性があることを認め、避難生活によって被った精神的苦痛は賠償すべき損害であるとしました。具体的には、「避難によって生じた生活費の増加費用」「避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」「避難及び帰宅に要した移動費用」が示されています。

一方で、中間指針追補は「公平に賠償すること、及び可能な限り広くかつ早期に救済するとの観点から、一定の自主的避難等対象区域を設定した上で、同対象区域に居住していた者に少なくとも共通に生じた損害を示すことにする」として、避難者と滞在者について同額の最低限の共通賠償を行う趣旨であることを明らかにしています。

（2） このような趣旨のためか、**区域外避難者への賠償については、避難行動に合理性があれば当然認められるべき「生命・身体的損害」「営業損害」「就労不能損害」等が類型的に認められていません。**

このことは、本件事故後の被告らの対応における根本的な問題として指摘されるべきであり、また、原賠審の定める中間指針追補が、区域外避難者の被害の深刻さを見誤り、理論的にも合理性を欠くことを如実に示しています。

また、年間20ミリシーベルトというのは、国が政策的に「強制的に」避難させる区域を決定したものにすぎないにも関わらず、区域外避難者の被害を身体権（健康被害のおそれ）と接続したものと理解していない点でも、中間指針追補は不合理であるということができます。

（3） 区域外避難者の賠償の範囲を冒頭の表で示すと、下記のとおりとなります。すなわち、④ⅰ（放射能に対する恐怖）及びⅱ（被曝を避けるための不自由な生活）については、ごく一部の評価しかなされていないとみるべきであり、①ⅱ（慣れない生活による不便や孤立）、③ⅰ（転校に伴う友人関係の喪失や不安感）については、区域外避難者への賠償が滞在者と同額であることからすると、全く考慮されていないというべきです。

区域外避難者の精神的損害の諸要素と中間指針追補との関係

①避難生活を送ることになったことについての居住移転の自由の侵害の評価

ⅰ親族や地域社会との軋轢や断絶　×

ⅱ慣れない生活による不便や孤立（一次避難における苛酷な環境下における生活を含む）　×

ⅲ夫婦や親子の分離（離縁等を含む）　×

ⅳ二重生活となった世帯についてはそれを原因とする経済的困難や家族の面会のための苦労　×

②失業や転職

ⅰ自己実現への影響　×

ⅱ失業や転職などによる経済的困難　×

③子どもについて

ⅰ転校に伴う友人関係の喪失や不安感　×

ⅱいじめ　×

ⅲ学業や部活動、習い事等に関する学習権や自己実現の機会の喪失に対する評価　×

④　放射能汚染に対する恐怖等

ⅰ放射能に対する恐怖　△

ⅱ被曝を避けるための不自由な生活　△
ⅲ被曝による健康不安　×
ⅳ放射能の影響又は避難生活が原因となった健康被害（精神疾患を含む）　×
⑤自らが身を置いていたコミュニティ、ふるさとを喪失し又は変容してしまったことについての評価　×

4　まとめ

原告らに対する精神的損害については、個々の事情を考慮しつつ、一覧に示したような諸要素を十分に考慮した上で賠償額が算定され、適正に判断されなければなりません。

【第2　第50準備書面について】

次に、原告第50準備書面の概要をご説明します。

本準備書面においては、本件原発事故発生後の被告国及び被告東電の対応、及び事故後に生じたその他の事情からすれば、原告らが、避難指示区域内であるか否かに拘わらず、その生活圏内に年間放射線量1ミリシーベルトを超える地点を含む地域、ないし高度の土壌汚染がもたらされた地点を含む地域からの避難をすることで生じた損害には、明らかに本件原発事故との相当因果関係があること、また原告らが、現在に至るまで避難を継続していることに相当な理由があることもより明らかであることを述べています。

まず、本件事故直後の避難指示や学校再開に関する被告国等の対応には、種々の問題がありました。

避難指示については、原子力緊急事態宣言発出の遅れに始まり、その後の迅速さを欠いた政府の避難指示の発令、具体的根拠の説明がないままでの短時間での五月雨式の避難指示区域の拡大、計画的避難区域の設定の大幅遅延、さらに、屋内待機区域において、十分な情報を示すことなく避難の判断を住民自身の判断に委ねる等、おしなべて、住民の生命・身体の安全の確保を最優先に位置づけたとは思えない対応が続き、被害地域の住民を無用な混乱に巻き込みました。不十分であったとは言え、住民の避難の方向を判断するためになお有用であったはずのSPEEDIの情報を直ちに公表しなかったことで、多くの住民に無用の被ばくを強いることともなりました。

また、学校再開問題においても、文部科学省が学校再開を急ぎ、学校再開への制限を最小限に止めようとするあまり、ICRP（国際放射線防護委員会）2007年勧告の「参考レベル」の上限値である20mSv／年の基準に基づく通知を原子力安全委員会と取りまとめ、2011年4月19日、これを福島県教育委員会へ発出しましたが、各方面からの強い非難を浴び、約1ヶ月半後に通知の内容は事実上撤回されました。このような国の対応も、子供たちの生命・健康を第一に考える見地からは、およそ考えられないものでした。

次に、福島第1原発においては、現時点でもなお、大規模な自然災害の発生等による新たな事故発生の可能性が否定できないほか、廃炉作業等に伴う冷却機能の停止等の事故、あるいは放射性物質の拡散もしばしば実際に生じています。また、メルトダウンした核燃料を冷やすために注入された大量の水が、核燃料に直に触れて高濃度汚染水となり、これが山側より流れ込む地下水や台風等による大雨の影響で日々増加し、原発設備から漏出し、時に海洋へと流出しています。この**「汚染水問題」については、被告東京電力が、汚染水の海洋流出の可能性を指摘されながら、数ヶ月にわたりこれを認めようとせず、原子力規制委員会からの指摘を受け、ようやく認める**に至るという隠蔽問題も生じておりました。事故後2年半を経過した頃、被告国が汚染水対策の基本方針を発表し、その後、凍土壁の設置等による対応も進められているようですが、その後も、汚染水の増加には歯止めがかかっておらず、2015年2月には、被告東京電力による汚染水の海洋放出の未公表という問題がまたも発覚するなどしております。原発事故から7年が経過しようとしている今日においても、汚染水問題の根本的な解決がいつの時点になるか、終着点は具体的に見えてはおりません。

また、環境中に放出された放射性物質は、土壌や湖沼、海洋等に降下し、その大多数が堆積され、土壌や湖沼、海洋が汚染された状態が継続されています。放射性物質には、セシウム137等極めて半減期の長いものもあり、環境内に残存する放射性物質の、住民の健康に及ぼす長期的な影響が懸念されます。とりわけ、土壌汚染の状況は、本件事故発生後数年を経過しても、避難指示区域の内外を問わず、なお残存しており、その数値は、放射性物質の濃度に関し、諸法規において事業従事者を対象に定められている「管理区域」の設置

基準に照らしても、看過することの出来ないものです。さらに、除染作業により生じた放射性廃棄物は、これを保管する貯蔵施設が未だに建設されていないことから、現在も、仮置き場で雨ざらしの状態で大量に保存されており、豪雨災害によりこれが大量に川に流出するという事態も生じるなどしております。土壌汚染や海洋汚染の状況の継続により、福島県産の海産物や野菜等の出荷制限・摂取制限もなお継続したままです。

このように、本件事故の影響はなお大きく残っているのです。**このような状況が続く中で、住民らが、なお避難を継続せざるを得ないことは全く当然のこと**ですし、その避難に、客観的な合理性があることも明らかです。

そしてさらに、そもそもいったん避難し、避難先での生活を何とか築いた住民が、帰還を言われても、そう容易にできることではありません。避難に関してはさまざまな意見があり、それが避難元における人間関係に、親族や親しい友人間においてですら、回復困難なあつれきを生じさせています。こうした中で帰還することは、避難者に避難元でのあつれきの中で生活することでもあります。こういった負担を甘受してまで帰還しても、避難元のインフラ・環境整備は未だ不十分なままであり、きわめて不安定な生活を送らねばなりません。

事故を起こした原発の現状に対する見方が厳しいこと、また避難元の状況に対する不安は、避難者の実態に関する調査結果を見ても明らかです。また、複数の調査結果が、避難を強いられた被害者らの中に、本件事故後5年を越える期間を経過した時点において、諦め感や喪失感、あるいはPTSDの可能性を示すストレスレベルが以前より強まっていることを示しています。前記したとおり、本件原発事故に未だに収束の見通しが立っていない中でも、避難指示が次々に解除され、それにより「自主避難」と呼ばれる方々の範囲が広がり、被害住民の方々の精神的な不安・苦痛が強まってきているとみられます。そして、このような精神的苦痛が、そもそも避難指示区域外から避難をなし、従前より「自主避難」と呼ばれ続けてきた人々にとっては、なおさら強いものであろうことは、想像するに難くないはずです。

以　上

福彩訴訟・原告はいま（1）

瀬川芳伸さん（家族がさいたま市に避難）

2015年8月の福彩訴訟第3次訴訟から参加した瀬川芳伸さん（55歳）は、現在、福島県郡山市で中学校の美術教師として勤務しています。妻と四人の子どもは、さいたま市にある国家公務員宿舎に避難させていますが、家賃の支援はすでに打ち切られ、老朽化した宿舎からの立ち退きを迫られています。以下は、「私たちは原発事故の被害者。住宅や医療費の補償は生存権に関わる問題」と訴える瀬川さんが、3月10日の『日本と再生』自主上映会で行った原告側アピールの要旨です。

福島県の郡山市から来ました。妻と子どもたちは、埼玉の浦和に避難しています。数年前までは、国はわたしたちを生かさず殺さず、ほどほどにしてくれていましたが、最近は家賃がかかるようになり、来年で出て行けという感じで結構ジワリジワリと来ています。

最近NHKのテレビを見ていて、自主避難の家庭のお話が出てきました。福島に家を新築され、非常に幸せに暮らしていたのに、事故で親と子どもが京都の方に避難したけれどうまくいかなくなり、お父さんが家を売って京都へ行った。それでも結局暮らせず、ボロボロになって福島に戻っていったという内容でした。それを福島県の人たちが温かく迎えるというNHKの放送で、ちょっとむかっ腹を立てつつ見ていた。

NHKの記者たちに以前取材を受けた時には、「あなたたちが戻りやすいような環境を作ってあげるから、取材に応じてくれ」というような話をしていました。わたしたちは経済的には追い込まれていますが、福島から出たことで、子どもたちを自由で安全な環境で育てることができたと。お金はなくなった、老後の蓄えもなくなった、子どもの教育資金もなくなりそうだな。でも、健康はこれで担保できそうだな、と最近妻と話していました。だから、そのNHKの作りをみていると、「う〜ん、なんだろう」っていう感じがしました。

最近福島県が言うのは「福島県ではみんな普通に安全に暮らしているよ」。そして風評被害ではなく、風化が進んでいます。震災当時「危険だ」って言われていたことが、だんだんと忘れられていってしまいます。郡山あたりの空間線量で言うと、世界的に見るとその数値で除染するところと除染しないところに分かれていました。そこでいま基準を見直そうと。で、ガラスバッチっていうものがあって、それを付けて生活していた人のデータが生かされる、という形なんですが、今から4〜5年前にそのガラスバッチのデータは正確ではない、かなり低めに出てしまうということが話題になったんですが、その話題はきれいに忘れられています。空間線量の基準をもう少し緩くして、高くしてやっても大丈夫じゃないか、とか、そんなことを言う。

放射性物質のいろいろな基準、8,000ベクレルという数値は震災の後に突然出てきて、もともとは100ベクレルだったはずですよ。けれど、8,000ベクレルに慣れてしまうと、100ベクレルがいかにも低いように聞こえてしまう。そうこうしているうちに、米なんかもう安全なんだと言い切るようになってしまっています。実際には何ベクレルかは入っているんですけれど、安全だ安全だと言っているうちに、いつの間にかみんなが慣れてしまう。

だいたい年齢の上の方ほど、どんどん慣れてしまって気にせずにいろんなものを食べるようになってしまって、わたしたちもおばあちゃんの家に子どもを連れていくと、庭で採れたものを「どうだ」って勧められて、非常にドキドキしてしまうような、そんな状況があります。

そんなこんなで、わたしの住んでいる住宅は大きい住宅だったんですけれど、人がどんどんいなくなって、今は5〜6世帯しかない。楢葉の人たちは、「今年で出て行ってくれ」と言われています。これから住むあてはないのに、福島県の住宅供給公社から「出て行け、出て行け」とさんざん言われている。

でも、彼らに戻る場所はありません。自宅は取り壊したということです。実際に戻った人に仕事はあまりありません。あるとすれば原発関係の仕事となります。そして治安はメチャメチャ悪いです。一時期女性はその辺を歩けない、レイプの噂が絶えず流れてきました。これを打ち消そうとする動きもあったんですけれど、実際にひどい話はたくさんあります。

そういう現状で「子どもを連れて戻りたくない」という家庭がたくさんあります。でも国は資金を断つ形で住宅の支援を打ち切ります。いろいろな支援がなくなっていきます。そして、復興庁の吉野大臣はいいます。「戻るも戻らないも、あなたたちの気持ち次第だよ」と。でも、お金がなくなったらどうすればいいんだろう。そういうことは言ってくれません。支援もしないで、そういうことを平気で言っています。

さらにガッカリさせられるのは、甲状腺ガンの子どもたちです。検査の一巡目で出るはずがないだろう、と言っていたのが、かなりの数が出ました。一巡目で調べおわったから二巡目で出るはずがないだろう、と。これが出るんです。三巡目でも出るんです。いま四巡目になろうとしています。

それでどう言うかというと、甲状腺ガンというのは安全なんだ、年を取ってから見つかるのを、たまたま今はやく調べたから出るんだ、と。そんな話を一所懸命する人がいます。そしてそれを信じたい人がいます。わたしの知人の娘さんは検査で引っかかったんですけれど、その言葉を信じてさらなる検査に行っていません。非常に怖いものがあります。短い期間でガン化する理由がさっぱりわかりません。

当時4歳、5歳の子どもで甲状腺ガンの子が一人もいないから、チェルノブイリと同じではない、そういったのが県民健康調査検討委員会の座長で星北斗（ほしほくと）という人ですけれど、実際に4歳、5歳の子どもで甲状腺ガンの子どもが出てきました。これがなぜ出てきたかというと、ガンになった子どもたちを民間の人たちが支援したい、ということでお金をだしますよっていうことになったら、手をあげたからなんです。

なぜそうなっているかというと、いったん甲状腺ガンの疑いがあるとなると県民健康調査の枠から外れてしまうからなんです。枠から外されたまま、ずーっと数値が発表されないままにされてしまい、実際に県民健康調査の枠から外れてしまった人が3千人ちかくいるような話で、二度の手術を終えた人もいるようです。説明会があったとしても、質問は一回しかできませんし、質問したとしても答えは戻ってきません。はぐらかされます。そんな感じの福島県に、正直戻りたくはないです。

戻りたくはないんですが、お金がなくなったらどうするのか。そういうところで、ひじょうに今、あがいている状況です。裁判をしていますが、裁判所に行くとびっくりすることがいくつかあります。国や東電は「法的に自分たちはまったく悪くない」と平気で言い切ります。信じられないようなことですけど、それを見て、この裁判は絶対に勝たなきゃいけないなと思いました。

ぜひわたしたちの立場をわかっていただきたいのですが、別に補償金をもらっているのでも、ズルしたいので、お金がほしいのでもありません。子どもたちを守りたいですし、自分の家庭だけでなく、多くの人たちに安全に暮らしてもらいたい。そういうことを言っていきたいということでお話させていただきました。

今現在、郡山などの学校の校庭が掘っくり返されて、汚染土というのが運び出されていきます。ありがたいことなんですが、中間貯蔵施設はまだ出来ていません。30年後に運びだす、と言われている土地が、まるっきり決まっていません。どこもないと思います。8,000ベクレルの汚染土をいろいろなところに使おうという動きがあります。これは絶対に許せません。その思いをみなさんと共有できればありがたいと思います。これからもご支援、よろしくお願いいたします。

福彩訴訟・原告はいま（2）

川出一郎さん（双葉町からさいたま市に避難）

＊福彩訴訟原告の川出さんは、加須市で「ふたば調理の会」「男の料理教室」を主宰しています。本稿は、NPO法人埼玉広域避難者支援センターと埼玉県労働者福祉協議会が発行している『福玉便り』通 巻 第69号（2018年2月1日 発行）の掲載記事から転載しました。

原発で働きだしたのは、平成元年からで、18年間勤めました。東海村に出張して仕事中に立ち眩（くら）みがして、おかしいなあ、熱中症かな？と最初は思ったのですが、高所作業を続けるのは危険だということで、一旦仕事をやめて精密検査をすることにしました。なかなか判明せず、何度も病院を変え、ようやく狭心症ということがわかって、2年間ぐらい投薬による療養生活を送っていました。

3月11日は、自分の誕生日なんです。夜に飲む予定があったので家で昼寝をしていたら、地震が起こりました。表に出たら、近所の人も同じように飛び出てきて、亀裂が入った道路を見て、抱いていた孫を安全なところに一刻も早く連れていってくれと託されたんです。自分は避難するつもりはなかったんですが、頼まれたので急いで避難所の中学校へ行き、その晩はそこで過ごしましたね。その児は家族が来てからもしばらく自分から離れようとしなかったんですよ。

次の朝、「逃げろ」と放送があり、原発で働く友人に「どんな具合だ？」と様子を聞いたら、「爆発したらしい」と言ったんです。それで、もう、だめだ、帰れないと思いました。自分は車に乗らないのでその赤ん坊の家族の車に乗せてもらって川俣町に避難しました。川俣町では外を歩いていたら町民から「風呂に入っていけ」と声をかけてもらったんで「お尻がただれ始めた赤ん坊をまずいれさせてくれ」と頼んだこともありましたね。その後、埼玉のスーパーアリーナ、騎西（きさい）高校へと移りました。川俣町、スーパーアリーナでも、狭心症の薬はもらえました。

以前はいわき市に住んでおり、双葉町には通勤していたんです。仕事後に飲みに行っていた双葉町のスナックの人から通ってくるのも大変だろうということで紹介された家に住むことになったんです。ですから避難する前は双葉町民との付き合いはあまりなく、騎西高校でも知っている人は少なかったですね。

半年ぐらいたってから、五人ぐらい高齢者が体調を崩して保健室の側の部屋に移ったことがありました。高校では三食とも弁当で、おかずも油ものも多かったですから、せめてその人たちには双葉の味を食べさせてあげたいということでボランティアから声がかかり、こっそり生徒ホールでおしんこを作りました。サバの味噌煮、冷汁も作りましたね。父親が料理好きだった関係で、自分も子供のころから魚をさばいていました。中高校生の時も下宿していたし、一人暮らしの生活が長かったから、料理するのは得意だし、苦にならないです。

そのうち、避難が続く中で町民の生活意欲を維持するためにも、家庭科室を開放し、町民が温かい料理を食べる機会を提供できないかという声が支援団体からあがったようで、町、支援団体、ボランティアが実施に向けて協議する会合に自分も呼ばれました。そこで「料理を作ってくれ」と言われて冷汁を作ったら、支援団体の代表者が「この味なら大丈夫」と言ってくれ、調理道具を寄付してくれました。こうして月1回調理の会を開催することになったんです。開催日には家庭科室にあるテーブル七〜八台が食べる人でいっぱいになったもんです。

自分が騎西高校を出たのは、閉所する二か月ほど前でした。高校では弁護士さんたちが相談に乗ってくれていましたが、そのスタッフの高野さんと気があって、よもやま話をする間柄になりました。これからは弁護士事務所に近い方が何かと便利だろうということで、彼がさいたま市内で部屋を探してくれました。最初に紹介してもらったアパートは何故か大家さんが貸してくれませんでした。別の候補地は買い物に行くにも不便な場所だったので困っていたところ、別の知人が今のアパートを見つけてくれました。偶然にも最初に断られたアパートのすぐ近くなので、そこを通るたびにここは断られたんだよなぁ、と思いますね。

高校の閉鎖後は、社会福祉協議会事務所にある炊事場を使って調理の会を再開しました。参加者は色々出入りがあり、その時その時で変わります。最初に比べると段々と家から出てこない町民が増えてきた印象があります。こっちから弁当を作って届けた人もいます。家にこもっていると鬱（うつ）になってしまうのではないかと気になりますね。もう七年近くも経ち、みんな年も取ってきました。高校で生活をしていた時は、プライバシーが保てないとか言われたけど、最初のころはともかく、段々と人が減ってきてからは、着替え室を作ったり、工夫して生活をしていました。いつも顔を合わせていたし、お風呂では裸の付き合いなので、元気かどうか互いに気をつけることができました。でも、今はバラバラの生活になってしまい、どうしているのか全くわからなくなってしまいましたね。

その後、「ふたサポ（双葉町復興支援員）」さんから「男の料理教室」を開催してほしいと頼まれました。郡山や白河での教室を見て、加須でもやったらいいのではと思ったようです。いいべ、やるべ、ということで始めました。調理の会とは全く別ですね。10名ほどの参加者には自分が知らない町民もいました。この教室は自分たちが作って食べるというよりも、奥さんや町民女性たちにふるまうために作るんです。避難生活をしているんだから、双葉にいた時のようにふんぞり反って座って料理が出てくるのを待っているんじゃだめだろう、ってことです。

昨年秋にはいわき市の男の料理教室のメンバーとスカイプで交流し、一緒に料理会でもやっか、という話も出ました。ただこっちとは違うやり方のようで、ひとまず延期になっています。自分たちは、自分たちで材料費を出して、好きなものを作って食べるというやり方を取っています。調理の会の方も同じです。高校にいるときは弁当一食分以上の材料費は取らないと決めていたんですが、今は自分たちが食べたいものを自由に決めて作っています。でも、材料費が高いとか、安いとか、色々な意見があって、離れてしまう人も出てきます。この辺はなかなか難しいですね。

二つの料理の会を開催しているわけですが、別にストレスはたまらないですね。調理の会も料理教室も一回も休んだことがないです。料理が好きですし、一人者なので自分で作らないといけないのだし。さいたま市から加須市に行く時は、久喜駅乗り換えがある宇都宮線は使わず、高崎線しか使いません。電車の乗り換えが苦手なんです。それでも、電車に乗って、こうして仲間と会って、「元気でいたか？今日は旨かったなぁ。また来月な」と会話をすることが自分にとっても大切だと思っています。他の人たちも家から出れば、少しは気が晴れるんじゃないかな。そうでないと酒の量ばかり増えてしまい、身体悪くして、入退院を繰り返すことになってしまうでしょう。

これからどうするか…自分も先のことを考えると頭が痛いですね。住宅費補助はとりあえず平成31年3月まで伸びはしました。でも、その後、もし打ち切られたらどうしたらいいんだろう、と悩むことがあります。65歳以上で保証人を見つけてアパートを借りるのは難しいですから。いわき市の復興住宅に戻ればそうしたことは必要はないんですが。

自分は双葉町に帰るつもりはないですね。これから廃炉作業が始まって、完了するまで放射能が飛び散ると思うとまだ帰れないと思っています。役場からは家財道具について、前は、一切持ち出してはならないと言われていたんですが、今は自分で持っていくか、町に処分を任せる場合は同意書を書いてくださいと連絡がありました。自分にとって一番難しいのが、いわきの寺の勧めで作った立派な仏壇ですね。大きくて今の住まいには置けないし、細かい細工が施されているので完全に除染もできないですから。十何人分の先祖代々が眠っているですが、処分するしかないでしょう。あと、鮎釣りもやっていたんで竹竿も置いていますが、これも運び出せないですね。事故当時に住んでいたのは町営住宅だったので、どうやらそこが再生拠点と認定されて先行的な整備地区になっているようです。

借り上げ住宅の供与期間と医療費負担はまだまだ続くと思っていました。町民には賠償金をすでに使ってしまい、これからの生活に困る者がたくさん出てくるのではないかと心配になります。そもそも賠償金だって、自分の思うようにはもらえなません。これはダメ、これは認められないって、なんで東電からそう言われなくてはならないんだ？と思いますよ。自分たちは百円のものに一万円出せと言っているんじゃないんです。自分の立場になって考えてみろよと言いたくもなります。自分たちは着の身着のまま逃げてきたんです。東電の者も国の者もこういう避難生活なんてしたことがないのだから、高校に一週間泊まってみたらどうだ、と言いたくなりますよ。先の生活を考えてストレスを抱えて病気になっている者がたくさんいるんですよ。町議会にもこっちの町民の様子を見にきてくれやと話していますが、まだ来てくれていませんね。

介護保険で加須市にお世話になる者も増えてきましたが、そうすると、双葉町民なのにどのような様子になっているのかわからなくなっています。それでも、他の地域に比べたら加須市付近には町民が集まって暮らしているから、自分はここで料理の活動を続けます。避難している町民たちにもっと双葉の味を食べさせてやりたいと思うんです。久しぶりに同郷の顔を見て、ストレスを少しでも軽くしてもらいたいんです。「一緒に作って食べようよ、出てこないか。待っているよ」と町民にもっともっと呼びかけたいですね。

「ふたば調理の会」は、
毎月第4木曜日
午前10〜午後2時

「男の料理教室」は
毎月第2水曜日
午前10〜午後2時

集団訴訟・各地判決のまとめ

松浦 麻里沙（福彩訴訟原告代理人弁護士）

平成29（2017）年3月から平成30（2018）年3月にかけて、福島第一原発事故に関する損害賠償を請求した裁判で複数の判決が言い渡されました。いずれの裁判も、判決内容は膨大であり、また争点も多岐にわたりますが、この解説では①**国の責任を認めたかどうか**（認めた判決は、どのような責任を認めたか）、②**精神的損害の被侵害法益は何か**（本件事故によって被害を受けた法的利益は何か）についてどのように判断したか、の2点を主に、③私の感想もあわせて紹介します。

1　前橋地裁判決（平成29年3月17日）

① 国は、平成14年7月末から数か月後には非常用電源設備を浸水させる程度の津波を予見することができ、遅くとも、平成18年3月の時点で必要な措置を講じれば事故の発生を回避することができたとして、国の損害賠償責任を認めました。また、国と東電の責任は同等であるとし、損害額全額について国の責任を認めました。

② 本判決は、「人は、いかなる人生を歩むか、いかに自己実現をはかるかについての自己決定権を有している（憲法13条）。そして、日々の生活が、人間一人ひとりの自己決定権の行使により形成され、自らの個性を発揮して築き上げてきた成果であると同時に、将来において自己決定権を行使する際の基盤となるものであることからすると、個人の尊厳に最高の価値を置く我が国の憲法下において、民事上も、平穏な生活が権利又は法的保護に値する利益であることに疑いはない」として、本件の被侵害法益は、「自己実現に向けた自己決定権」と中核とする平穏生活権であるとしました。

③ 本判決は、**国と東京電力を被告とした集団訴訟の中で、最初に言い渡された判決**です。その判決で、**国**

の責任を認めたことに大きな意義がありました。
平穏生活権を被侵害法益としつつも、その中核を「自己実現に向けた自己決定権」と捉えていることに特徴があります。

2　千葉地裁判決（平成29年9月22日）

① 本判決は、国は、遅くとも平成18年までに福島第一原発の敷地高さを超える津波を予見することができたとしつつも、それに関してどのような規制措置を講じるかについてさらに検討することもやむを得ないし、津波対策よりも地震対策を優先させたことも著しく合理性を欠くとはいえないとしました。さらに、原告らが主張する結果回避措置によっては、本件事故が回避できたとは限らないとして、国の損害賠償責任を否定しました。
② 被侵害法益は、居住・移転の自由のほか、「生活の本拠及びその周辺の地域コミュニティにおける日常生活の中で人格を発展、形成しつつ、平穏な生活を送る利益」であるとしました。
③ 本判決は、避難生活に伴う精神的損害とは別に、**いわゆる「ふるさと喪失慰謝料」を事実上認めている**ということができます。その点で、被害の救済に一歩近づいた判決であるということもできると思います。

3　生業（なりわい）訴訟判決（福島地裁、平成29年10月10日）

① 国は、平成14年7月末に15.7mの津波発生を予見できたとし、平成14年末の段階で規制権限を行使すれば本件事故は回避できたとして、国の損害賠償責任を認めました。一方で、国の責任は二次的責任であるとし、東電との責任割合は1／2としました。
② 被侵害法益は平穏生活権であり、その内実は、「その選択した生活の本拠において平穏な生活を営む権利」であり、「社会通念上受忍すべき限度を超えた放射性物質による居住地の汚染によってその平穏な生活を妨げられない利益」であるとしました。
③ 本判決は、**損害の判断について、過去に行われた公害事件の裁判と同じような考え方をしています**。そのためか、「放射線被ばくによる不安」を、精神的損害の中核と捉えているように感じられます。

4　小高訴訟判決（東京地裁、平成30年2月7日）

① **東電のみを被告**としたため、本件事故に関する国の責任は論点となっていません。
② 被侵害法益は、居住、移転の自由だけでなく「従前属していた本件包括生活基盤において継続的かつ安定的に生活する利益（包括生活基盤に関する利益）」としました。
③ 本件は、小高区の住民であった方々が原告となった裁判です。被侵害法益を「本件包括生活基盤に関する利益」として、広い事情を考慮して損害額を検討していることが特徴的です。**本件事故の被害の特質をとらえていると評価できる**と思います。

5　京都地裁判決（平成30年3月15日）

① 国は、平成14年末には10mを超える津波発生を予見でき、遅くても平成18年末の時点で必要な措置を講じれば事故発生を回避できたと判断し、国の損害賠償責任を肯定しました。東電と同様に、損害の全額に対して国の責任があると判断しています。
② 被侵害法益は「生活の本拠たる土地において平穏に生活する利益の享受」であるとし、自主的避難等対象区域外からの避難者についても、避難の相当性を認めました。
③ 自主的避難等対象区域外である茨城県、千葉県からの避難者の請求も一部認容したことが特徴的です。多くの「自主避難者」について避難の相当性を認めたことに大きな意義がありますが、**原則として避難が成24年4月1日までの避難者に限っていることが問題**です。また、本件事故と因果関係のある損害として認めるのは概ね避難から2年の期間の損害であるとしている点にも検討すべき問題があるといえます。

6　首都圏訴訟判決（東京地裁、平成30年3月16日）

① 国は、平成14年中に本件津波と同程度、または10mを超える津波を予見すべきであり、平成18年末までに必要な措置を講じることで結果回避可能であったとし、国の損害賠償責任を認めました。東電と同様に、損害の全額について国の責任を認めています。
② 被侵害法益については、「本件事故がなければ、自由な意思によって……自己の生活の本拠を選択し、平穏に、従前の居住地における居住を継続し、そこで得ることができた各種の利益を享受することが可能であった」のに、本件事故によって、避難をするか、それとも危険を甘受して居住を継続するかの選択を迫られることになったこと自体が、原告らの居住地決定権に対する制約（侵害）であるとしました。

③ 本判決は、被侵害法益を居住地決定権とし、政府指示等によらないで避難した**原告全員の避難開始の合理性を肯定**したことに特徴があります。しかし一方で、避難継続の合理性は原則として平成23年12月を超えては認めないとして、**極めて短い期間にしか避難継続の合理性を認めていないこと等に問題がある**ということができます。

以上、各判決のごく一部だけをご紹介しましたが、それだけでも各判決の判断内容は大きく異なっていることがわかると思います。福彩訴訟でも、各判決の分析・検討を進め、今後の訴訟活動に活かしていきたいと思っていますので、今後とも応援くださいますよう、よろしくお願いいたします。

5月16日以降の裁判情報等

福彩支援事務局

全国各地で闘われている福島原発事故関連の裁判や集会に関する情報を、随時掲載していきます。

5月17日（木）10：30　東京地裁　東電株主代表訴訟
18日（金）10：00　横浜地裁　神奈川訴訟
29日（火）　東京地裁　福島原発刑事訴訟
30日（水）　東京地裁　福島原発刑事訴訟

6月6日（水）18：00　ニッショーホール
全国公害被害者総決起集会
6日（水）～7日（木）全国公害被害者総決起集会
省庁交渉・デモ行進など
14日（木）10：30　千葉地裁　千葉訴訟（第2陣）
15日（金）　横浜地裁　神奈川訴訟
6月19日（火）11：00　東京高裁 群馬訴訟 控訴審

7月6日（金）11：00　東京高裁 島原発被ばく労災訴訟
11日（水）10：30　東京地裁
福島被ばく訴訟（井戸川裁判）
19日（木）横浜地裁　神奈川訴訟結審（最終弁論）

8月30日（木）13：30　千葉地裁
千葉訴訟（第2陣）　結審予定

「首都圏連絡会」結成

1月27日、「原発被害者訴訟全国支援ネットワーク」（略称：支援ネット）が結成されましたが、首都圏でも2月20日、東京労働会館で「原発被害者訴訟支援　東京・首都圏連絡会」（略称：首都圏連絡会）が東京・神奈川・千葉・埼玉各都県の支援組織で結成され、支援ネットと同様に福島原発事故を引き起こした国と東京電力の法的責任を司法の場で追及して原状回復・被害の完全賠償・被害の根絶を求める訴訟を支援し、原告団、弁護団、市民社会と連携連帯して活動することを決定しました。

福島原発さいたま訴訟を支援する会としては、現役で職務についている運営委員が多いうえ、従来から廃棄物・環境保全・地元での役割などを抱えている者がほとんどの為に、運営に携わる役員を出すことは困難ですが、総会・集会などには出来るだけ参加するつもりでいます。

結成総会では吉本興業の漫才師マコ・ケンさんのトークショウがありました。二人は原発事故に対する報道されていないことまで良く調べ、良く知っていて、スライドを使って軽快に私たちが知らない問題点をわかりやすく説明してくれました。

☞ **支援する会の年会費は一口1,000円です**（**口座番号：00130-7-550500　郵便振替口座名：福彩支援**）

ご住所、お名前、連絡先（email orお電話番号）を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。
☞ 銀行名：ゆうちょ銀行／金融機関コード：9900／店名：〇一九店(ゼロイチキュウテン)／店番：019／預金種目：当座／口座番号：0550500

福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）▶ ウェブサイト：http://fukusaishien.com/
＊吉廣慶子（みさと法律事務所）
341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MT ビル 2F みさと法律事務所　tel：048-960-0591　fax：048-960-0592
＊北浦恵美　Email：apply@fukusaishien.com　tel：04-2943-7578　fax：04-2943-7582